

令和7年第1回美唄市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年1月28日(火) 午前9時30分 ~ 午前10時50分

2 開催場所 美唄市役所市長会議室

3 出席委員 19名

会長 19番 畑 雄二

会長職務代理 18番 田中政幸

委員 1番 安藤直樹 2番 千葉芳枝

3番 五十嵐勝 4番 山田和正

5番 長谷川彰徳 6番 岩間秀一

7番 貞廣樹良 8番 赤澤良一

9番 伊藤貢三 10番 峯崎光行

11番 鈴木英昭 12番 吉田彰

13番 中澤裕幸 14番 土屋典昭

15番 太田秀樹 16番 鈴木孝典

17番 白木義一

欠席委員(名)

4 説明員 山下事務局長・長江農業振興係長・佐藤主事

5 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般報告

第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可の件

第5 議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件

第6 議案第3号 農用地の買入協議要請の件

第7 議案第4号 農地法第52号の規定による賃貸借料情報提供の件

第8 議案第5号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

令和7年第1回農業委員会総会

議長	ただいまより、令和7年第1回 美唄市農業委員会総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。 つぎに日程の第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、議席番号3番五十嵐勝委員、4番山田和正委員を指名いたします。
委員長	つぎに、日程の第2、会期の決定ですが、今期総会の会期は、本日1日と致したいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。 (なしの声) ご異議なしと認めます。
委員長	よって会期は本日1日とすることに決定をいたします。 つぎに、日程の第3、諸般報告に入ります。 諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。 ご質問ございませんか。
委員長	(なしの声) ないようでございますので、これをもって諸般報告を終わります。
長江係長	つぎに、日程の第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可の件について、ご説明いたします。このことについて、次のとおり申請があったので許可の可否について審議を求めるものです。 これは、当事者が農地又は採草放牧地について、所有権の移転又は権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。 (議案朗読省略) なお、別添調査書のとおり、全て農地法第3条第2項各号に係る不許可要件には該当しないものです。 場所につきましては、議案第1号資料のとおりとなっております。 以上で説明を終わります。
議長	ただいま、事務局から説明のあった農地法第3条第1項の規定による許可の件について、質疑を行います。
委員長	これに、ご異議ございませんか。
長江係長	(なしの声) ご異議なしと認めます。 よって、原案のとおり許可することに決定をいたします。 つぎに、日程の第5、議案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。 ただいま議題となりました議案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第18

議長
委員長
長江係長
議長
委員長

条の規定による農用地利用集積計画決定の件についてご説明いたします。
旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。利用権の設定の種類は、1番から6番が所有権移転、7番から12番が賃借権設定です。

(議案朗読省略)

なお、番号1番から11番は個人が利用権の設定等を受けるものであり9ページ別添1調査書、番号12番は法人が利用権の設定等を受けるものであり10ページ別添2調査書、以上のとおり農用地利用集積計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

場所につきましては、議案第2号資料のとおりとなっております。

また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては1月28日を予定しております。

以上で説明を終わります。

ただいま、事務局から説明があった旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件について質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり決定をいたします。

つぎに、日程の第6、議案第3号、農用地の買入協議要請の件を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

ただいま議題となりました議案第3号、農用地の買入協議要請の件についてご説明します。旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、次のとおり申し出のあった、農用地の買入協議要請の可否について審議を求めるものです。

(議案朗読省略)

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため、北海道農業公社による買入が特に必要と認めたため、市に対し買入協議を行うよう要請するものです。□

なお、場所につきましては、議案第3号資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

ただいま、事務局から説明があった農用地の買入協議要請の件について質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり要請することに決定をいたします。

つぎに、日程の第7、議案第4号、農地法第52条の規定による賃借料情報提供の件を議題といたします。

	事務局から説明を求めます。
長 江 係 長	ただいま議題となりました議案第4号、農地法第52条の規定による賃借情報提供の件についてご説明します。農地法第52条の規定により下記のとおり賃借料情報を提供するため議決を求めるものです。
	なお、令和6年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、表のとおりとなっております。
	以上で説明を終わります。
	（議案朗読省略）
議 長	ただいま、事務局から説明があった農地法第52条の規定による賃借料情報提供の件について質疑を行います。
委 員 長	これに、ご異議ございませんか。
	（なしの声）
	ご異議なしと認めます。
	よって、原案のとおり農地の賃借料情報について決定し、ホームページ等により情報提供いたします。
	つぎに、日程の第8、議案第5号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を議題といたします。
田 中 職 務 代 理 者	田中職務代理者から説明願います。
	ただいま議題となりました、議案第5号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、決議文を朗読し提案理由の説明にかえさせていただきます。
	（決議文朗読）
議 長	ただいま、説明があった農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について質疑を行います。
委 員 長	これに、ご異議ございませんか。
	（なしの声）
	ご異議なしと認めます。
	よって、決議のとおり法令遵守を徹底されるようお願いします。
	以上をもちまして、第1回農業委員会総会は閉会いたします。